船舶の変更登録申請

船舶法第6 条の2、第10 条、第11 条

（総トン数２０トン以上の日本船舶）

【申請対象者】

船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士、若しくは船舶登記上の船舶管理人）

【提出時期】

変更の事実が生じた日から２週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3 号〕

【添付書類】

|  |  |
| --- | --- |
| 所有者の変更(名義人、住所など)の場合 | 法務局が発行する船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）又は登記済証 |
| 船籍港の変更で所有者の住所地を船籍港としない場合 | 所有者の住所地に船籍港を置かない理由を記載した書面（置籍願など） |
| 総トン数の変更の場合 | 総トン数の変更の結果がわかる書面（通知様式第2号） |

* 船舶登記簿の表題部(船名、船籍港、総トン数等)に変更が生じる場合

|  |
| --- |
| * 法務局へ嘱託する際の登録免許税 １，０００円（収入印紙） * 返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本(登記済証)を希望する場合に限る） |

* 船舶国籍証書（原本）
* 運航中の場合は新しい船舶国籍証書の交付後、遅滞なく、旧証書を最寄りの管海官庁に返還してください。
* 船舶国籍証書を電子で交付を受けている場合は、船舶国籍証書の写し。
* 証書等の受領に関する情報（添付様式第4 号）
* 委任状（代理人による申請の場合）
* 法務局が発行する船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）又は登記済証（船舶管理人による申請の場合）

【手数料】

* 登録手数料（変更）　６，７００円（管海官庁(運輸局等)の管轄区域外に船籍港を変更する場合は １３，５００円）（船舶法施行細則第48 条）
  + 所定の様式〔手数料様式第１号〕に収入印紙を貼付
* 船舶国籍証書の書換手数料　４，５００円（英語併記の場合は ７，５００円）（船舶法施行細則第51 条）
  + 所定の様式〔手数料様式第２号〕に収入印紙を貼付
* 変更登録と証書の書換は、同時に申請する必要があります（船舶法施行細則第31 条）

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）